

明神小学校いじめ防止基本方針

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
 - 1 いじめの定義
 - 2 本校のいじめ防止に係る基本理念
 - 3 いじめ解消の定義
- II いじめ防止対策組織
 - 1 いじめ防止対策委員会の設置
 - 2 構成員
- III 具体的な取組
 - 1 いじめの未然防止
 - 2 いじめの早期発見（※いじめの相談窓口一覧）
 - 3 いじめへの早期対応
 - 4 校内研修
 - 5 保護者や地域との連携
 - 6 いじめによる重大事態への対処
 - 7 児童の自殺予防
 - 8 本方針の公表及び取組の点検、評価

※「いじめ問題発生時の対応フローチャート」
「参考資料 重大事態対応フロー図」

銚子市立明神小学校

令和7年4月

I いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校では、児童の尊厳を保持する目的のもと、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「明神小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

「明神小学校いじめ防止基本方針」の策定及び見直しに関しては、本校教職員はもちろん、保護者、学校評議員等から幅広く意見を聴取し、また学校評価項目に位置づけて行う。そして、いじめ問題の対応にあたっては、法を遵守し、児童、保護者等に対して隠蔽や虚偽の説明は行わないことを誓う。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※けんかやふざけあいであっても児童が感じる被害性に着目して、いじめかどうか判断する。

2 本校のいじめ防止に係る基本理念

- （１）すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするとともに、いじめの早期発見に努める。
- （２）すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める。
- （３）いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であり、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に銚子市教育委員会、地域住民、家庭、その他関係機関との連携を図る。
- （４）いじめを未然に防ぐための取組や早期発見するための工夫や考え方、いじめの早期対応等に関して計画的に研修を行い、教職員の資質向上を図る。

3 いじめ解消の定義

「いじめ解消」とは、（加害）行為がやんでいる状態が3カ月継続し、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認していることをいう。（文部科学省）

※いじめが再発しないよう日常的に注意深く観察する。

※3カ月より長期の期間を設定する場合もある。

Ⅱ いじめ防止対策組織

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会を中心に、長欠対策委員会や教育支援委員会と連絡を密に連携を図り、定期的にいじめや問題行動の状況、長欠の状況、特別支援に関する情報、教育相談からの情報、生徒指導上の問題等について情報共有し、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に努める。

2 構成員

校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、長欠対策担当、生徒指導担当、養護教諭、当該学年主任、（スクールカウンセラー）

※必要に応じて、外部の専門機関の関係者も加える等柔軟に組織する。

Ⅲ 具体的な取組

1 いじめの未然防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを認識し、全ての教育活動を通じた道徳教育及び教育相談、体験活動等の充実を図るとともに、児童の自己存在感和自尊感情を育むことができるよう、一人一人が認められ、互いに相手を思いやるような学級経営の充実を図る。また、暴力・暴言の排除、過度な競争意識をあり児童にストレスを与える指導を見直し、学校全体でのいじめの防止に努める。

- （１）児童一人一人を大切にし、生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開し、確かな学力の向上を図ることにより、学習に対する達成感や成就感を味わわせる。
- （２）道徳の授業において、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることにより、「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識が強くもてるようにする。保護者、地域への道徳の授業公開を通じて、地域全体でいじめ撲滅を目指すための啓発活動を行う。
- （３）千葉県教育委員会による「豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピアサポート）」による授業を実施し、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成を図る。
- （４）学校行事等による異学年交流や、総合的な学習の時間における福祉活動等を通して、他者を思いやる心情を養う。
- （５）児童会VSによる「命を大切にするキャンペーン」、「いじめ撲滅キャンペーン」等を実施し、児童自らがいじめ防止に対する意識を高められるようにする。

- (6) 人権教育やLGBTQに関する研修を通じて、教職員の不適切な言動が、いじめを助長することがあることを自覚し、暴力や暴言の排除を目指し、児童の気持ちを大切に温かみのある教育活動に取り組む。
- (7) インターネットやSNSへの書き込み等に関する「ネット教室」を、外部から講師を招いて児童や保護者を対象に実施し、「ネットいじめ防止」の意識を高められるようにする。
- (8) 生徒指導部会を月2回行い、全校児童の現状把握と情報共有を行う。

2 いじめの早期発見

「いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全職員で児童を見守る。また、いじめの傍観者になることのないよう、児童に対しては「いじめを見過ごすことも許されない」という強い認識を持てるよう、様々な機会を通じて指導していく。

- (1) 毎月一回、全児童を対象とした「生徒指導アンケート」調査を行い、早期発見に努める。
- (2) 全児童を対象とした、学級担任による教育相談週間を年2回設ける。(5月、9月)
- (3) 校舎A棟及びC棟1階に「悩み相談箱」を設置し、教頭及び養護教諭等が、児童からの悩みごとの相談窓口となり、いじめの事実について随時把握できるようにする。
- (4) 学校及び法務局、県教育委員会等の関係機関が相談窓口を開設していることについて、児童及び保護者に周知する。

いじめ相談窓口一覧

○銚子市立明神小学校 22-2000 (教頭)

○関係機関

- ・銚子市教育委員会 24-8197
- ・銚子警察署生活安全課 23-0110
- ・児童相談所 23-0076
- ・銚子市役所 24-8181
- ・適応指導教室(青少年指導センター内) 21-0345 なやみ言おう
- ・24時間子供SOSダイヤル(全国共通) 0120-0-78310
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター(24時間) 0120-415-446
- ・子どもの人権110番(全国共通) 0120-007-110
(千葉法務局内 月~金8:30~17:15)
- ・ヤングテレホン(千葉県警察少年センター) 0120-783-497
- ・千葉いのちの電話 043-227-3900
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777 (月~土16:00~21:00)

3 いじめへの早期対応

- (1) 「いじめられる側は悪くない」という共通認識に立ち、児童等からいじめに係る相談を受けた場合、直ちに管理職へ報告し、事実の有無を確認する。その際、本人や保護者へ徹底して守り抜くことを伝え、いじめ被害者の心情に寄り添った対応策を示す。

- (2) いじめに関する聴き取りは、複数の教員で行い、正確に記録する。いじめの事実が確認された場合は、担任等の特定の教職員で抱え込まないように、「臨時いじめ防止対策委員会」を開き、早急に学校組織としての対応を協議する。
- (3) いじめを行った児童には、被害者や通報者に圧力などをかけないように、また、同じことを繰り返さないように、自らの行為の過ちを理解させ、反省を促し、再発防止を図る。その後、双方の保護者へ事実を連絡する。
- (4) いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせるとともに再発を防止するため、校内の複数の教職員が、スクールカウンセラー等の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の協力を得ながら、いじめを受けた児童及びその保護者に必要な支援を行う。また、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に必要な助言を行う。
- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、教室以外の場所を確保するなどの必要な措置を講じるとともに、いじめを行った児童に対する出席停止の措置について検討する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (7) いじめの加害者、被害者だけでなく、周囲ではやし立てたり傍観して暗黙の了解を与えている児童へも「いじめは、人間として絶対に許されない」ということを繰り返し指導する。

4 校内研修

- (1) 本方針の共通理解
- (2) 『いじめ防止指導資料集』、『いじめ防止啓発リーフレット』、『いじめ防止啓発カード』、『生徒指導の充実のために』等、資料を活用した研修
- (3) 鉾子市学校警察連絡協議会研修会への参加と研修内容の活用
- (4) いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会等への参加と研修内容の活用
- (5) 『いじめ対策に係る事例集』（文科省）の活用

5 保護者や地域との連携

- (1) 本方針の本文及び概要版を学校だより、学校ホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得られるよう努める。
- (2) 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、地域の児童民生委員との連絡協議会、警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- (3) 親師会（PTA）や地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策の推進に努める。

6 いじめによる重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されている。
(いじめ防止対策推進法第28条)

- (2) 重大事態の発生を防ぐために、平時より生徒指導部会にて児童の微細な変化等について共通認識を測り、情報を全職員に共有することで、いじめ問題に対し、学校全体で協力体制を整え対応できるようにする。
- (3) 重大事態発生の場合は、校長または市教育委員会が「学校いじめ調査委員会」を招集する。「学校いじめ調査委員会」の構成メンバーは、「いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）」のメンバーに学校運営協議員などの第三者を加えて構成する。
- (4) 重大事態が発生した場合には、市教育委員会と連携を図り、学校いじめ調査委員会が調査により詳細な事実関係を明確にする。また、その結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に必要な情報を提供する。
- (5) 児童及び保護者からいじめの重大事態発生の申立てがあった場合、校長または市教育委員会が「学校いじめ調査委員会」を招集する。また、児童及び保護者からの申立てについて、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、上記(4)の調査及び報告を行う。
- (6) 自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の学校に対する不信感が強い事案等の発生の場合、市教育委員会指導のもと上記(3)とは別の調査機関等の協力を得て、調査の中立性・公平性を確保し、詳細な事実関係を明確にする。また、その結果については、学校及び市教育委員会が報告を受けるとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に必要な情報を提供する。
- (7) 犯罪行為として認められる場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を受ける。
- (8) 重大事態への対応を行う場合、調査した事実関係をもとに実効性のある再発防止策の提言防止策についての検討を行う。
- (9) 重大事態発生時の手順
 - 1 重大事態の報告
 - 2 重大事態発生の初動対応
 - 3 報道等への対応
 - 4 事前説明を行うにあたっての準備
 - 5 対象児童・保護者に対する調査実施前の事前説明
 - 6 関係児童・保護者に対する説明
 - 7 調査の進め方についての事前検討
 - 8 調査の実施
 - 9 対象児童・保護者への調査結果の説明
 - 10 いじめを行った児童・保護者への調査結果の説明
 - 11 報告及び公表

※令和6年8月付 文部科学省「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」参照

(10) 調査内容

- ・学校の生徒指導体制
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・生徒指導部会議事録
- ・過去の生徒指導アンケート
- ・教育相談アンケート及び面談記録
- ・家庭訪問簿
- ・対象児童からの聞き取りやアンケート
- ・対象児童保護者からの聞き取りやアンケート
- ・教職員からの聞き取り
- ・学校以外の関係機関への聞き取り

※令和6年8月付 文部科学省「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」参照

(11) 報告書の記載内容例

以下はあくまで例であり、ケースによっては記載内容を変更する場合がある。

第一章 本件の概要

- 1 関係児童
- 2 本件の概要
- 3 いじめの認知及びいじめの重大事態の認定の経緯
- 4 第三者委員会による調査について

第二章 事実関係の調査

- 1 調査方針について
- 2 調査内容
- 3 調査結果

第三章 本件が発生した背景・原因

第四章 学校・教育委員会の対応

- 1 担任の対応状況
- 2 学校の対応状況
- 3 市教育委員会の対応状況

第五章 再発防止に向けた提言

- 1 本調査報告書で指摘した事項についての解決策・改善策
- 2 要因・背景調査より再発防止に活かせること

7 児童の自殺予防

- (1) 児童の自殺予防においても組織的に対応し、児童の見守りを強化する。
- (2) 『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』等を資料として、児童の自殺予防のための研修を行う。
- (3) 『自分を大切にしよう』の活用による「SOS の出し方教育」を充実させる。

8 本方針の公表及び取組の点検、評価

- (1) 前述のように本方針を公表し、学校、保護者、地域の連携を図る。また、本方針について、保護者会、ミニ集会、学校評議員会等の機会において説明する。
- (2) 本校のいじめ問題の取組について、学校評価及び学校評議員会等において点検、評価し、必要に応じて本方針を見直し改定する。

令和	7年	4月確認
令和	6年10月	改訂
令和	4年	4月改訂
令和	元年	5月改訂
平成30年	12月	改訂
平成30年	2月	改訂
平成26年	4月	策定